

意見書

平成21年12月17日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんぼんにごう
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 おの でら ただし 小野寺 正

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成21年11月17日付け情郵審第87号で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

今回実施される入力値の更新によって、LRIC方式に基づく接続料算定について最新情報を反映することは適切であると考えます。

しかしながら、平成22年度以降のLRIC接続料については、平成17年度から段階的に行われてきたNTSコストの控除が平成21年度で完了した一方、ユニバーサルサービス制度の利用者負担の抑制を図る観点から、「当面の間」の措置としてき線点RT-GC間伝送路費用の接続料への段階的な再算入が行われており、光への移行やIP化の進展といった市場環境の変化に伴うトラフィックの減少という根本的な事情と合わせ、大幅に水準が上昇する可能性があります。

ユニバーサルサービス制度による負担がいつまで継続するのか分からないまま、PSTNを始めとするレガシー系サービスの接続料が上昇し続けることは、利用者コストの上昇に他ならず、結果的に国民にとって大きな不利益となります。NTTのアナログ電話設備は公社時代に国民の負担で構築された国民の資産であることから、まずNTTがネットワークの将来計画を明らかにし、ユニバーサルサービス制度やPSTN接続料の在り方はもとより、日本の電気通信の将来像について、公正な競争環境の担保を始めとした包括的な議論を早急に開始する必要があると考えます。

以上